

工 事 概 要

照明工				式	1
蛍光灯ランプ° 等交換	箇所	17			

施 工 理 由

本工事は、道路照明灯の灯具について、蛍光灯ランプ等からLEDランプに更新することにより、安心・安全な道路環境の確保を図るものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事 費	前回	円	円	
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2026年6月	
歩 掛 適 用 年 月	2026年6月	
基 準 適 用 年 月	2026年6月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主 たる 工 種	13:道路維持工事	
施 工 地 域 等 補 正	大都市（2）	1.5
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	大都市（2）	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
道路付属施設工	照明工	蛍光灯ランプ等交換 (高所作業車使用) (祥久橋西高架下)	既設器具撤去、取付:LED器具・LEDランプ・ガード取付		箇所	151,200	材工共	
道路付属施設工	照明工	蛍光灯ランプ等交換 (東寺駅ガード下)	既設器具撤去、取付:LED器具・LEDランプ・ガード取付		箇所	92,640	材工共	
道路付属施設工	照明工	蛍光灯ランプ等交換 (上久世横断歩道橋)	既設器具撤去、取付:LEDランプ・ソケットユニット		箇所	192,000	材工共	
道路付属施設工	照明工	ケーブル交換 (高所作業車使用) (上久世横断歩道橋)	架橋ボリ絶縁ビニルシースケーブル 600V(CV)5.5mm2 2心 105m		橋	377,600	材工共	
構造物撤去工	運搬処理工	廃材処分	照明灯器具（蛍光灯）		t	70,000	処分費	

設計内訳書（本01）

工事名	道路照明灯LED更新工事(南部土木みどり事務所)					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路維持			式	1				
道路付属施設工			式	1				
照明工			式	1				
蛍光灯ランプ等交換 (高所作業車使用) (祥久橋西高架下)		既設器具撤去、取付:LED器具・LEDランプ・カート取付	箇所	5				単 1号
蛍光灯ランプ等交換 (東寺駅カーポート下)		既設器具撤去、取付:LED器具・LEDランプ・カート取付	箇所	2				単 2号
蛍光灯ランプ等交換 (上久世横断歩道橋)		既設器具撤去、取付:LEDランプ・ソケットユニット	箇所	10				単 3号
ケーブル交換 (高所作業車使用) (上久世横断歩道橋)		架橋より絶縁ビニルシースケーブルφ600V(CV)5.5mm2 2心 10.5m	橋	1				単 4号
構造物撤去工			式	1				
運搬処理工			式	1				
現場発生品運搬		発生材種類:照明灯器具(蛍光灯)	t	0.04				単 5号
廃材処分		照明灯器具(蛍光灯)	t	0.04				単 6号
仮設工			式	1				
交通管理工			式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	道路照明灯LED更新工事(南部土木みどり事務所)					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
交通誘導警備員		交通誘導員B、昼間	人日	10				単 7号
直接工事費			式	1				
共通仮設			式	1				
共通仮設費（率計上）			式	1				
純工事費			式	1				
現場管理費			式	1				
工事原価			式	1				
一般管理費等			式	1				
工事価格			式	1				
消費税額及び地方消費税額			式	1				
工事費計			式	1				

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 1号	蛍光灯ランプ等交換 (高所作業車使用) (祥久橋西高架下)	既設器具撤去、取付:LED器具・LEDランプ・ガード取付	単位	箇所	単位数量	10	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
	材料費 LEKTW415694N-LS9 Y000800011001		台	10				
	材料費 FBG-42000S(ガード) Y000800011002		台	10				
	電気通信技術者 R0202		人	2. 22				[] [1]
	電工 R0201		人	4. 44				[] [1]
	普通作業員 R0102		人	2. 22				[] [1]
	高所作業車 [トラック架装・伸縮フォーム] バスケット型 12m×200kg又は2名		時間	17. 76			単 8号	
	諸雑費(率+まるめ) ZS8000004	25%	式	1				[1] []
合計								
単価							円/箇所	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 2号	蛍光灯ランプ等交換 (東寺駅ガード下)	既設器具撤去、取付:LED器具・LEDランプ・ガード取付	単位	箇所	単位数量	10	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
材料費 LEKTW207164N-LS9 Y000800011003			台	10				
材料費 FGB-21000S(ガード下) Y000800011004			台	10				
電気通信技術者 R0202			人	1. 88			[] [1]	
電工 R0201			人	3. 76			[] [1]	
普通作業員 R0102			人	1. 88			[] [1]	
諸雑費(率+まるめ) ZS8000004		25%	式	1			[1] []	
合計								
単価							円／箇所	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 3号	蛍光灯ランプ等交換 (上久世横断歩道橋)	既設器具撤去、取付:LEDランプ・ソケットユニット	単位	箇所	単位数量	10	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
材料費 SJSB16428-00 Y000800011005			台	10				
電気通信技術者 R0202			人	2. 83			[] [1]	
電工 R0201			人	5. 66			[] [1]	
普通作業員 R0102			人	2. 83			[] [1]	
諸雑費(率+まるめ) ZS8000004		25%	式	1			[1] []	
合計								
単価							円／箇所	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 4号	ケーブル交換 (高所作業車使用) (上久世横断歩道橋)	架橋ボリ絶縁ビニルシースケーブル 600V (CV) 5. 5mm2 2心 10 5m	単位	橋	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
架橋ボリ絶縁ビニルシースケーブル 600V (CV) 5. 5mm22心		V001004021	m	105				
電気通信技術者		R0202	人	1. 6			[] [1]	
電工		R0201	人	3. 2			[] [1]	
普通作業員		R0102	人	1. 6			[] [1]	
高所作業車 [トラック架装・伸縮バーム] バスケット型 12m×200kg又は2名			時間	12			単 8号	
諸雑費 (率+まるめ)		ZS8000004	式	1			[1] []	
合計								
単価							円／橋	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 5号	現場発生品運搬	発生材種類:照明灯器具(蛍光灯)	単位	t	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場発生品及び支給品運搬		クレーン装置付2t積、吊能力2. 9t, 有り, 9. 0km以下	t	1			01-02-03	
現場発生品及び支給品積込・荷卸		クレーン装置付2t積、吊能力2. 9t	t	1			01-02-03	
合計								
単価							円／t	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 6号	廃材処分	照明灯器具 (蛍光灯)	単位	t	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費(t)			t	1			単 9号 01-14-01	
合計								
単価							円／t	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 7号	交通誘導警備員	交通誘導員B、昼間	単位	人日	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人日	1			単 10号 02-05-21	
WB010212								
合計								
単価							円／人日	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 8号	高所作業車〔トラック架装・伸縮フォーム〕 バスケット型 12m×200kg又は2名		単位	時間	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手(特殊)								
	R0114		人	0. 21				
軽油								
	Z006702002		L	4. 5				
高所作業車〔トラック架装・伸縮フォーム〕 バスケット型11. 0～12. 0m 200kg2名								
	M000433002		時間	1				
諸雑費(まるめ)								
	ZS3000004		式	1				
合計								
単価							円／時間	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 9号 WB020052	処分費(t)		単位	t	単位数量	100	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 照明灯器具(蛍光灯)			t	100				
Y007600001002								
合計								
単価							円/t	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛適用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 10号 WB010212	交通誘導警備員B		単位	人日	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人	1				
R0804								
諸雑費(まるめ)			式	1				
ZS3000004								
合計								
単価							円/人日	

特記仕様書（個別工事編）

工事名 道路照明灯 LED 更新工事（南部土木みどり事務所）

工事場所 南部土木みどり事務所管内

1 一般事項

第1条（適用）（電気関係工事）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和8年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和8年8月）」によらなければならない。加えて電気通信設備工事に係る施工に当たっては、電気通信設備工事共通仕様書（令和8年3月、国土交通省）、電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（令和8年3月、国土交通省）及び電気通信設備工事写真管理基準（案）（令和8年3月、国土交通省）によらなければならない。※（また、電気通信設備工事に係る工事成績評定は、都市計画局建築請負工事成績評定要領及び運用に準拠する。）

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書、並びに上記の電気通信設備工事関連の各仕様書を常備しなければならない。

国土交通省ホームページ（電気関係工事）

<https://www.mlit.go.jp/tec/it/denki/gijyutukijyun.html>

都市計画局建築請負工事監督・検査諸規程（建築請負工事成績評定要領及び運用）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000081830.html>

第2条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>) に基づいて実施する。

- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評価の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第4条（ウィークリースタンスの実施）

本工事は、ウィークリースタンスの対象である。

実施に当たっては、「京都市建設局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、以下の項目について取り組むこととする。

- (1) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- (2) 休前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。
- (3) 勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
- (4) 昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
- (5) 作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
- (6) 打合せは Web 会議（ビデオ会議機能）も活用する。

なお、工事の特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係機関等との協議による休日又は夜間作業等により、取組が実施できない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で確認し、共有する。

第5条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

2 現場条件に関する事項

第6条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 工事期間中の安全確保については、監督職員と協議を行い、適切な安全対策を講じること。
- 2 撤去した照明器具は、交通の支障にならない安全な場所に保管すること。
- 3 近畿日本鉄道株式会社線路のアンダーパスに設置されている照明器具の更新については、取付金具の交換等の作業が生じた場合、近畿日本鉄道株式会社管理の構造物に施工する必要があるため、施工計画決定時に、近畿日本鉄道株式会社と施工方法等に関する事前協議を行うこととする。

第7条（施工時間）

施工時間は、昼間施工とする。ただし、所管警察署等と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第8条（工事規制）

- 1 本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第17条に掲げる工事規制のうち、次の各号の規制種別に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵守しなければならない。なお、規制範囲は歩車道を含めた全幅とする。

京都市道路工事調整会規約施行細則

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000003649.html>

年末年始規制

規制種別	規制路線 及び地域	規制期間	規制内容
年末年始 規制	その他道 路	12月27日～1月5日	規制期間中は、新たな工事に着手し、又は工事区域を拡大してはならない。ただし、道路の仮復旧等、一般交通に開放するための工事はこの限りでない。

第9条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の 有無
管内各所	2名	交通誘導警備員B 2名	昼間	無

3 監督職員の確認に関する事項

第10条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

材料確認

材料名	規格	提出添付書類
LED ランプ	本工事で使用する LED ランプ 全種類	品質規格証明書、製品仕様書、 カタログ等
その他監督職員の指 示するもの		製品仕様書等

4 建設副産物に関する事項

第 1 1 条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成 23 年 4 月 1 日）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のある A、B 2、D、E 票については、その原本を監督職員へ提示すること。

< 産業廃棄物 >

建設副産物	受入場所	備 考
照明灯器具 (蛍光灯)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の 許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町 1 9 6 番地 1	設計運搬距離 L = 7. 7 km

5 その他事項

第 1 2 条（工事書類の提出）

本工事における検査書類については、工期末の 2 週間前までに提出すること。

第 1 3 条（情報共有システムの利用）

1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和 6 年 3 月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に

係る手続等は受注者が行うものとする。

- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第14条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1） 「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（2） 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（3） 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

（4） 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第15条 その他特記事項

1. 本工事の施工に先立ち、現地踏査を行い、施工実施数量を算出し、書面により速やかに監督職

員に報告すること。

2. ランプ色は昼白色を基本とするが、周辺環境との調和のため電球色を選択する場合がある。受注者の事前確認結果等を勘案し、製品調達前に発注者が対象範囲を示す。
3. 本工事で使用する器材は、品質を保証するため、ISO9001 及び ISO14001 を取得している国内メーカーの製品であることとする。また、図中に記載の規格・仕様と同等のものでなければならない。
4. 出来高管理及び品質管理の測定基準及び規格値については、土木工事施工管理基準と LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）によるものとする。
5. 本工事が各種調査、監査、検査の対象工事となった場合、受注者は関係書類を発注者に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後も同様とする。
6. 本工事にかかる電力会社への容量（電気料金）変更は受注者が行うものとする。また、その際に申請する書類一式を監督職員にも提出すること。なお、提出書類については監督職員の指示に従うこと。
7. 道路照明灯番号プレートについていない又は劣化している照明灯については、監督職員の指示に従い、別途支給する道路照明灯番号プレートを設置すること。
8. 絶縁抵抗測定及び接地抵抗測定を行い、記録表を監督職員に提出すること。
9. 絶縁不良、接地抵抗値不良、既存機器の損傷が確認された場合は速やかに監督職員に報告し対応を協議すること。
10. 工事の施工に伴い、家への出入り等に支障があると考えられる場合など、必要に応じて、近隣住民に施工日、施工方法などの説明（別途ビラや訪問）を行い、円滑な施工に努めること。
また、関係機関（消防署等）に週間工程表の提出が求められた場合には、監督職員に提出した週間工程表の写しを受注者において、関係機関に提出すること。
11. 工事写真は下記項目について撮影し、検査書類は代表を抜粋して取りまとめること。ただし、電子納品には全てのデータを添付すること。

項目	時期等
全景	（全灯）着手前・後
電源ユニット	（全灯）撤去前・設置後
ランプ	（全灯）撤去前・設置後
点灯確認	（全灯）設置後（夜間又は自動点滅器を覆って）
結線方法	（結線パターン毎に 1 箇所以上） スリーブ、融着テープ、絶縁テープ
反射板	（全灯）撤去前・後（ランプと併用可）
器具取付状況	（全灯）道路照明灯型 LED ランプは、アジャスターが照明ケースの枠に掛かっていることを確認。（ランプと併用可）
落下防止ワイヤー	（全灯）設置状況
パッキン	（灯具種類ごとに 1 箇所以上）設置状況
その他	必要に応じ

12. 受注者は、工事完了後 1 年以内に LED ランプが品質規格証明書に記載されている性能を満足しなくなった場合は、補修を行わなければならない。また、1 年を超える保証がある場合、各種保証書を提出すること。

13. 受注者は、ランプ更新対象の既設道路照明灯を対象に、外観全般について目視及び触診による簡易点検を実施し、倒壊や器具の落下の可能性の有無を確認すること。万一、異常を発見した際は監督職員に報告し、指示を受けること。
14. 受注者は、監督職員との連絡を密にとり、疑義が生じた場合は監督職員と十分に打合せを行うこと。
15. 地域住民等からの苦情・要望等に対しては、速やかに監督職員に連絡し、その指示に従うこと。
16. 本工事における、施工上及び現場管理上のトラブルについては、受注者の責任において処理すること。

箇所図

